

令和3年度障害福祉サービス等に関する事業所説明会

令和3年度事故報告及び実地指導の報告

障害者施策課指導担当

1. 事故の報告について

各施設・事業所において事故等が発生した場合には事業所の所在の都道府県と合わせて、杉並区にも事故報告の提出をいただいています。

実地指導の際に、未報告の案件がありました。正確な状況の把握ができず、混乱を招くことがありますので、報告漏れにはご注意ください。

重大な事故（死亡事故等）であれば、事故報告の提出前に区役所へ連絡をお願いします。

事故の状況によっては現地へ調査に行くこともあります。

主な事故報告の事例 薬の服薬忘れ(就労系事業所)

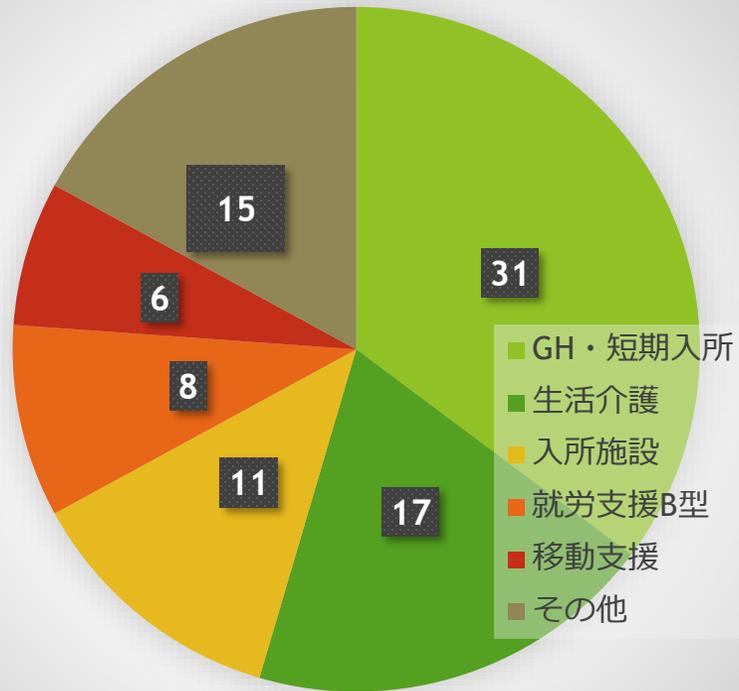
服薬忘れ防止のため、週初めに1週間分の薬を袋に取り分け準備していた。作業開始前に利用者に薬を渡し服薬していたが、その日は職員が声掛けを失念してしまい、翌日になって飲み忘れに気が付いた。

服薬管理は特定の職員がしており、複数の職員で確認できる体制ではなかった。週初めに1週間分の薬の準備をしていたが、視覚化できる工夫はなかったことが事故の原因と思われる。

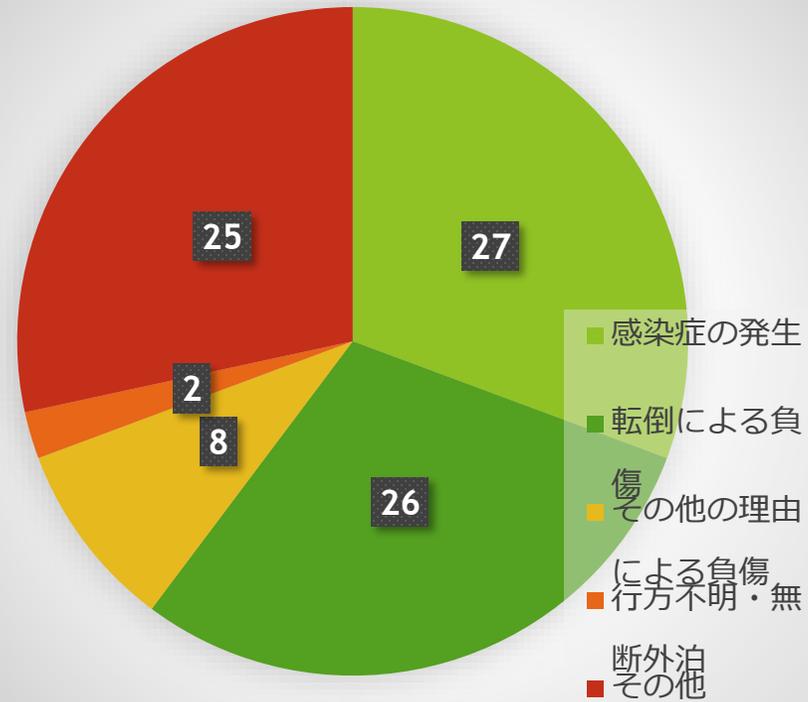
→服薬カレンダーを当日の作業確認ボードに設置し、複数の職員で確認できるようにし、目で見て判断できる工夫を行った。

令和3年度事故報告（令和4年3月現在）

事業所の種類

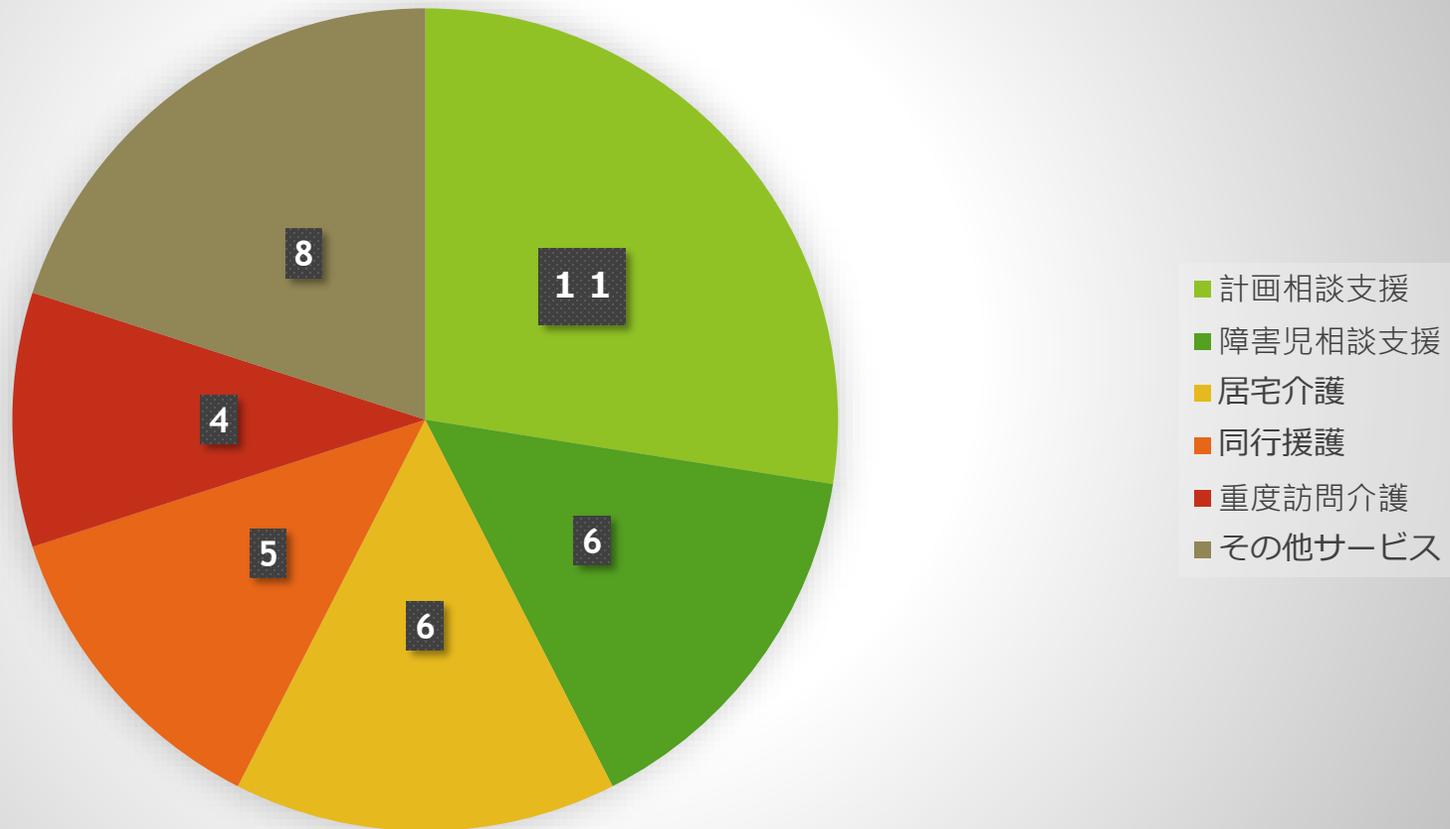


事故の状況



2. 杉並区実地指導について

実地指導サービス事業所件数（令和4年3月現在）



実地検査での主な指摘事項①

給付費の額について通知していない

給付費は、ある月のサービス提供分を翌月10日までに国保連に請求すると、翌々月15日に支給されます。

基準上、事業者は、法定代理受領の通知をこの支給日以降に行うことになります。

- ▶ 給付費の代理受領をした後に利用者に通知を送付していなかったり、写しを事業所で保管していない。通知日が支給日より前になっているといったケースがありました。代理受領後の、未通知、未保管、誤記載のないようお願いします。

東京都福祉保健局HP内の「東京都障害者サービス情報」の書式ライブラリーに「法定代理受領通知」の様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

実地検査での主な指摘事項②

利用者の人権擁護虐待防止等のための必要な措置が講じられていない。

虐待の発生または再発を防止するため委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催、研修の実施、虐待防止責任者の選任等の措置を講じる必要があります。

- ▶ 委員会の未設置、設置はしているが機能していない。研修の未実施、実施後に職員の報告する機会を設けていない。虐待防止責任者の未選任といったケース等がありました。虐待防止のための組織を整え、機能するよう運営をお願いします。
- ▶ 令和3年度報酬改定により、虐待の発生防止について令和3年度中は努力義務とした後、令和4年度から義務化することになりますので一層の対策をお願いします。

実地検査での主な指摘事項③

個別支援計画の未作成・内容不備

指定障害福祉サービス事業者は利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する必要があります。

- ▶ 計画の未作成、計画の説明・同意・交付の記録なし、計画の作成者がサビ管になっていない等のケースがありました。

計画を作成せずにサービスを提供した場合(利用が開始された場合)、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算を算定することになります。

■ 減算割合

- ・減算適用1月日から2月日→所定単位数の70%を算定
- ・減算適用3月日以降 →所定単位数の50%を算定

- 加算の要件として、計画への位置付けが必要な支援内容については個別支援計画に記載する必要があります。

計画の未作成や計画への加算等の位置付け漏れがないよう作成してください。利用者への説明、同意、交付のうえサービスの提供をお願いします。